

平成 29 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 **TDCソフトウェアエンジニアリング株式会社**
代表者名 代表取締役社長 谷上 俊二
(コード番号：4687 東証一部)
問合せ先 取締役管理本部長 大垣 剛
(TEL：03-6730-8111)

株式給付信託（J-ESOP）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と幹部社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への幹部社員の意欲や士気を高めるため、幹部社員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP」といい、J-ESOP に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「J-ESOP 信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、当社は、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 64 回定時株主総会において決議された当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「BBT」といい、BBT に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「BBT 信託」といいます。）についても、本日開催の取締役会においてその詳細を決議しました。BBT の詳細につきましては、本日付「業績連動型株式報酬制度の導入（詳細決定）に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、J-ESOP 及び BBT の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 511,732 株（平成 29 年 3 月 31 日現在）のうち、200,000 株（253,000,000 円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（J-ESOP 信託及び BBT 信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）に設定される信託 E 口に対し、第三者割当により一括して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 導入の背景

幹部社員のインセンティブ・プランの一環として米国で普及している従業員向け報酬制度の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）について、幹部社員の帰属意識の醸成や、株価上昇に対する動機づけ等の観点から検討してまいりましたが、今般、幹部社員に当社の株式を給付しその価値を処遇に反映する報酬制度である J-ESOP を導入することといたしました。

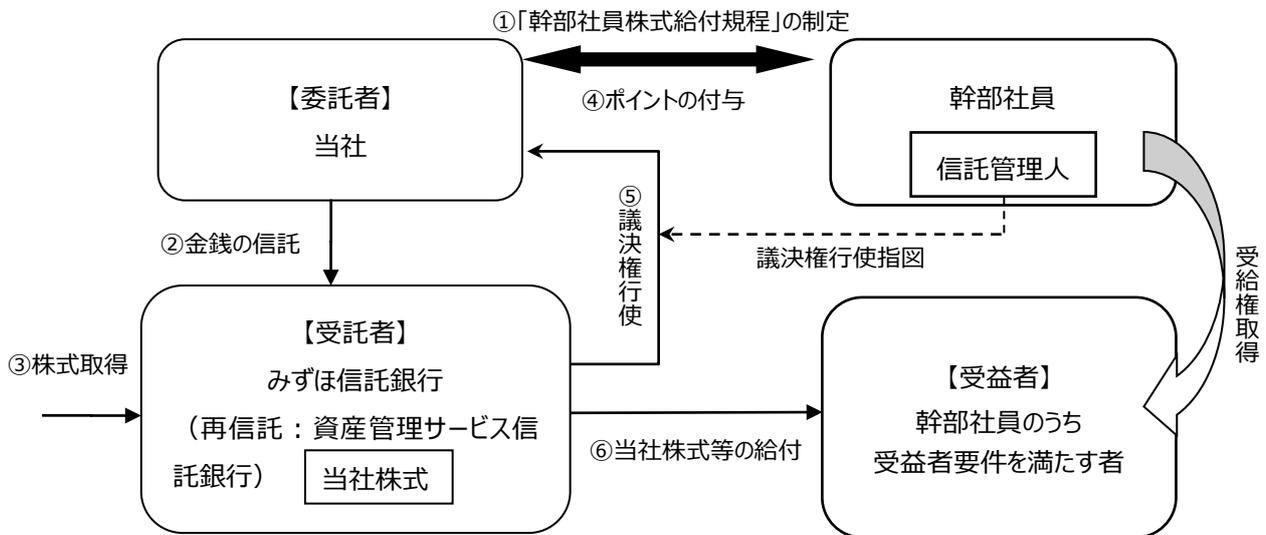
2. J-ESOP の概要

J-ESOP は、予め当社が定めた幹部社員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の幹部社員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、幹部社員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。幹部社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

J-ESOP の導入により、幹部社員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

<J-ESOPの仕組み>



- ① 当社は、J-ESOPの導入に際し「幹部社員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、「幹部社員株式給付規程」に基づき幹部社員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）（以下「信託銀行」といいます。）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④ 当社は、「幹部社員株式給付規程」に基づいて幹部社員に対し、「ポイント」を付与します。
- ⑤ 信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権を行使します。
- ⑥ 信託銀行は、幹部社員のうち「幹部社員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、幹部社員が幹部社員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. J-ESOP 信託の概要

- (1)名称 : 株式給付信託（J-E S O P）
- (2)委託者 : 当社
- (3)受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託先：資産管理サービス信託銀行株式会社)
- (4)受益者 : 幹部社員株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
- (5)信託管理人 : 当社内の従業員より選定
- (6)信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7)信託契約日 : 平成 29 年 8 月 24 日（予定）
- (8)金銭を信託する日 : 平成 29 年 8 月 24 日（予定）
- (9)信託の期間 : 平成 29 年 8 月 24 日（予定）から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、J-ESOP が継続する限り信託は継続します。)

4. J-ESOP 信託における当社株式の取得内容

- (1)取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2)株式の取得資金として信託する金額 : 126,500,000 円
- (3)取得株式数 : 100,000 株
- (4)株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5)株式の取得日 : 平成 29 年 8 月 24 日 (予定)

以 上